

法務省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
202	A	権限移譲	その他 永住者に係る在留カードの交付事務権限の国から市町村への移譲	特別永住者証明書については、居住地の市町村長を経由して交付するとされているが、在留期間が無期限である永住者に対する在留カードの交付についても、居住地の市町村長を経由して行うこととする。	【制度改正の経緯】 「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が可決・成立し、平成21年7月15日公布、平成24年7月9日に施行された。ここで、新しい在留管理制度が導入され、永住者については、以前の外国人登録証明書では市町村の窓口で手続できたものが、在留カードに切り替わることで、法務省入国管理局で行う必要が生じた。 【支障事例】 従前、市町村窓口で手続が行っていたものが、在留カードに切り替わり、所要の手続について法務省入国管理局で行う必要が生じることで、身近な市町村窓口より遠方にある施設への移動等手続に要する手間が増え支障となっている。 【制度改正の必要性】 在留期間が無期限である永住者については、再入国許可申請等以外は法務省入国管理局へ行く機会が少なく、より身近な居住地の市町村で在留カードの交付ができるようにすることで、移動等に要する手間等を解消でき、永住者である市民の利便性向上が期待できる。なお、川崎市においては、平成26年12月末現在、外国人人口約3万人のうち約3割を占める永住者が恩恵を受けることが想定される。 【懸念の解消策】 懸念は特段想定されない。	出入国管理及び難民認定法第19条の3	法務省	川崎市	<p>出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)において規定される在留カードの有効期間更新等の在留カードに係る申請・届出は、居住地の届出及び居住地の変更の届出を除き、申請人又は届出人が地方入国管理局に出頭して行うことと規定されている(同法第61条の9の3第1項第2号)。</p> <p>永住者は、他の在留資格をもって在留する外国人(外交、公用及び短期滞在の在留資格を決定しているもの並びに3月以下の在留資格が決定されているものを除く。)を含めて「中長期在留者」とされているところ、中長期在留者については、法務大臣が身分関係、居住関係及び活動状況を継続的に把握するため、入管法等の法令の定めるところにより取得した身分事項、居住地等在留管理に必要な情報を整理し、併せてこれらの情報を正確かつ最新の内容に保つこととされているものであり、入管法の規定の特例措置が入管特例法に規定される特別永住者とは在留管理上異なる法的地位にある。</p> <p>新しい在留管理制度の導入により地方入国管理局に出頭する手間が増えたことが支障となっているとの指摘について、永住者が行う在留カードの有効期間の更新申請は7年に1回であること、また、申請人と同居する親族が申請人の依頼により他人に代わって行う場合や申請人から依頼を受けた弁護士、行政書士等が取り次ぐ場合は申請人の出頭を要しないこととしていることから、永住者にとって大きな負担の増加にはなっていないと考える。</p> <p>仮に市町村を経由した申請手続とした場合、地方入国管理局で即日交付できていた在留カードの交付が即日に行えないため、その交付までに一定期間を要することとなるほか、申請時と受領時の2度出頭しなければならないといった負担が増加することとなる。</p> <p>以上のことから、提案の実現は不適当であると考えます。</p>	より身近な居住地の市町村窓口において在留カードの更新手続ができることで、地方入国管理局への移動に要する手間等が軽減され、利便性の向上が図られると考えるが、責者が示した制度改正に伴う配慮についても一定の理解ができる。また、在留カードへの切替期限となる平成27年度には、法務省入国管理局及び各市区町村等において、当該切替手続に関する積極的な周知・広報等を実施したことにより、実務面で大きな支障等は生じなかった。 <p>そこで、次の更新期間においても、多くの永住者が在留カードの更新手続を行うこととなるので、外国人市民が混乱することのないよう、適切な時期に今回と同程度の周知・広報等の対応を講じていただきたい。</p> <p>なお、今後、新たな支障事例等が発生した場合や条例で設置している本市外国人市民代表者会議等から提言等があった場合、利便性及びサービス向上の観点から、具体的な改善・見直しに向けた検討を行うこととする。</p>	
301	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉 生活保護法に基づく費用返還請求権及び費用徴収権の破産法上における非免責債権化等	生活保護法第63条に基づく費用返還請求権及び同法第78条に基づく費用徴収権を、破産法第253条において非免責債権として明記するか、若しくは破産法第163条第3項に規定する偏頗行為の否認の例外として明記するなどの改正を求める。	【制度改正の必要性】 資産を有しながらも破産が予測されるような状態にある者から保護申請があったとしても、直ちに保護を実施すべき急迫した事由がある場合には、必要な保護を行うことが、現行制度上、実施機関に求められる。このような状況で保護を受けた場合、保護の補正性が適用されないことと、受給者間での不平等・不合理的状況が生じることとなり、生活保護法の適正な運用が困難となることが懸念される。 【支障事例】 本市においては、生活保護受給開始後に自己破産した被保護者から生活保護法第63条の費用償還を受けたことが、破産法に規定する債権者平等の原則を害するもの(偏頗行為)であると提訴され、東京高裁において本市の敗訴が確定し、全額を破産管財人へ返還する事案があった。	破産法第163条第3項及び第253条 生活保護法第63条及び第78条	法務省、厚生労働省	千葉市	<p>倒産手続は、破産者に対する債権につき、その債権の実体法上の地位等に基づいて、債権者・債務者間及び債権者相互間での利害調整を図るものであるところ、照会に係る問題は、生活保護法に基づく費用返還請求権等の実体法上の地位如何に関わる問題であるものと考えられる。</p> <p>同請求権が、受給者間での平等などを実現するために他の債権に比して優先的に取り扱われるべきであるというのであれば、生活保護法上、実体法上の優先性を付与して、国税徴収法の例による請求権などであることを検討すべきである。国税徴収法の例による請求権などとなれば、破産手続上は、租税等の請求権(破産法第97条第4号)に該当し、附随債権(同法第148条第1項第3号)又は優先的破産債権(同法第98条第1項)と位置付けられ、免責手続において非免責債権(同法第253条第1項第1号)とされる。例えば、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第21条において、各省各庁の長が返還を命じた補助金等が上記のような扱いとなっている。</p>	<p>初めに、いただいた回答は、法務省・厚生労働省それぞれの立場での回答と理解するが、互いに相反するものであるため、提案事項に対する統一した国としてのご回答をいただきたい。</p> <p>法務省回答では、生活保護法に基づく費用返還請求権等に、生活保護法上の優先性を付与して、国税徴収法の例による請求権などであることを検討すべきとされているが、この点については生活保護法の改正による対応をご検討いただきたい。ただし、生活保護法第63条や第78条の適用により、返還債務を負うこととなった被保護者には、当該債務を一括で返還できない状況にある者が多く、これらの者に対しては、最低生活維持の観点から、必要に応じて地方自治法施行令第171条の6第1項により、履行期限を延長し当該債権の金額を分割して返還させる措置を講じる必要がある。</p> <p>このような措置を講じる場合は、地方自治法による請求権とした上で履行期限を設ける必要があるため、国税徴収の例による請求権だけではなく、地方自治法による請求権に対応した破産法第253条における非免責債権としての規定や、破産法第163条第3項に規定する偏頗行為の否認の例外規定等、破産法上、当該債権を特別な扱いとする規定を設ける必要があるため、この点についてもご検討いただきたい。</p>	

<p>&lt;新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)&gt;</p>	<p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府省からの第2次回答</p>
<p>相模原市、豊田市、安城市、安芸高田市、秋田市</p>	<p>○外国人住民の内、永住者が占める割合は24.2%(平成27年7月現在、545名中132名)であり、入国管理局まで車で1時間以上かかるため、負担の軽減が見込まれる。</p>	<p>【全国市長会】 永住者の申請手続きの簡素化について。地域の実情に応じた対応について検討すること。</p>	<p>対角線</p>
<p>仙台市、能代市、山形市、桐生市、平塚市、大和市、綾瀬市、甲府市、富士宮市、豊田市、守口市、神戸市、尼崎市、伊丹市、加古川市、海南市、熊本市、特別区長会</p>	<p>○同様の事例があり、63条で返還済であったが、調べたところ、判決例が勝訴例と敗訴例と半々であった。裁判となった場合に市の持ち出しとなる弁護士費用と比較すると少額の63条であったため、費用対効果を鑑み、収納後の返還金を戻出した。上記の事例から、提案のとおり改正を求める。 ○保護受給者が破産申し立てを行った際に、本市において決定した就労収入無申告による生活保護法第78条による徴収金までも免責決定されてしまった。 ○現状では、偏頗弁済にあたる可能性が高いと判断し、法63条については、返還決定をした上で、一債権者として裁判所の判断を仰いでいる。 一方で法78条徴収決定については、破産法253条第2号の不法行為にあたる可能性がある場合もあり、「意見申述書」が送付された場合は、その旨を申述することはあるが、裁判所の判断を仰いでいる。 特に法78条徴収決定については、不実の申請その他不正な手段により受けた保護費に対する徴収決定であり、一般的な債権と同等に扱うことは不適切と思われるため、例外規定を求めるべき。 ○法63条適用による費用返還額のうち、未納額について、他の債務と同様に破産・免責の対象として取扱われた事例が複数あり、法78条による費用徴収額においても同様である。また、「破産・免責されるべき性質の債権ではない」ことを申し立てても、結果、破産・免責の決定がなされている現状がある。 ○自己破産申し立てにより生活保護法第83条の費用返還金が免責扱いされた事例があった。 ○生活保護法第78条に基づく債権が、裁判所において免責されたことがあることから、破産法第253条において非免責債権として明記する等の改正を求める。 ○生活保護受給開始後に自己破産した被保護者から生活保護法第63条の費用償還を受けたものの一部を返還する事例が生じている。 ○63条・78条による債権がある被保護者が自己破産を申請し、免責決定される事例が散見されている。 ○資力があるにもかかわらず、急迫の場合等において現行制度上は必要な保護をする必要が実施機関に求められている。しかし、破産に基づき免責債権となると生活保護法の公平な実施、適正な運用が困難となることが懸念される。 【支障事例】 生活保護受給開始後に自己破産した被保護者から生活保護法第63条の費用返還を受ける、又は同法第78条の費用徴収をすることができない。 ○自己破産した被保護者から生活保護法第63条の費用返還を受けたことについて、破産管財人から判例上認められていないとの指摘を受け、破産管財人へ返還した事例がある。</p>	<p>【全国市長会】 生活保護法第63条及び第78条に基づく債権の非免責債権化等について十分に検討すること。</p>	<p>○生活保護法第78条に基づく費用徴収権の破産法上における取扱いについては地方自治体に周知することだが、具体的な周知方法、スケジュールについてはどのようにお考えか。 ○生活保護法第63条に基づく費用返還請求権について、同法第78条と同様の法制上の措置が可能かどうかを御検討いただけることだが、その後の検討状況はいかがか。</p> <p>生活保護法第78条については、平成25年改正により「国税徴収の例により徴収することができる。」とされているため、破産法上「租税等の請求権」（破産法第97条第4号）に該当し、すでに偏頗行為否認の例外（破産法第163条第3項）及び非免責債権（破産法第253条第1項第1号）として取り扱われるものと考えられる。周知については、厚生労働省においてブロック会議で周知されるものと承知している。 一方、生活保護法第63条の規定に基づく費用償還請求権について国税滞納処分例によることができるものとすべきかについては、現在、厚生労働省において検討されているものと承知しており、その検討に適切に協力していく所存である。 なお、提案団体からの見解において、地方自治法による請求権に関する問題意識が示されているが、滞納処分の対象とし得る財産が存在せず、実際には未だ滞納処分がされていない場合でも、その債権は「国税徴収の例によって徴収することのできる請求権」であって、「租税等の請求権」に該当するため、上記問題意識が資力がない者に対して実際に滞納処分ができないことを問題とする趣旨であれば、杞憂である。また、仮にそのような趣旨でなく、生活保護法第63条及び第78条の請求権の債務者について履行期限の延長等を図らなければならないという趣旨であり、かつ、滞納処分の対象となる債権に地方自治法施行令第171条の6第1項が適用されないと解するとしても、その場合、換価の猶予（国税徴収法第151条、第151条の2）及びそれに係る分割納付（同法第152条）、滞納処分の停止（同法第153条）、納税の猶予等（国税通則法第46条）等によって対応されるのではないかと考えられる。</p>